

白河市議会 議員研修会を開催

去る7月30日、議会の共通認識の共有と資質向上に資することを目的に、白河市議会議員研修会を開催しました。

講師には、一村一品運動・ふるさと創生1億円事業など地方分権の原点となる政策を立案された、帝京大学経済学部地域経済学科教授で自治大学校客員教授、さらに英国バーミンガム大学名誉フェロー（特別研究員）である内貴滋先生をお迎えして、『地方自治の母国イギリスに負けない「日本の自治と地方議会と議員」』をテーマに3時間を超える講演を拝聴しました。

講演内容は、自治権の拡大―地方分権の原点となる政策を企画立案・実施して学んだことは、自立と責任―「一村一品運動」、地方が考え国が支援する「ふるさと創生」（自業）、そして、「地方自治の母国」イギリスに優る「日本の自治と地方議会と議員」。締めくくりとして、皆さん（議員）へのエール「議会バツシングに負けないで！」というサブタイトルのもと、地

方分権による権限移譲の意義また、議会こそ地方自治そのものであるという講話で、研修会を閉会しました。

平成26年度 福島県市議会議員研修会

去る8月25日、福島市において平成26年度福島県市議会議員研修会が開催され、本市議会議員も参加して参りましたので次のとおりご報告いたします。

講師は、山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭氏で「議会改革の到達点と住民自治を推進する議会の課題」と題して講演がありました。

はじめに、議員のセクハラ発言問題や政務活動費問題など、最近の議会及び議員を取り巻く状況について触れ、住民自治や議会改革を考えるうえでの議会の役割や議会の意義について講演され、その中で住民自治の根幹は議会であり、その議会には、自治体の条例、予算、決算、主要な計画等を決めるなど、大事な権限が与えられており、議員はその自覚をし、説明責任を果たさなければならぬ、との講話がありました。また、事後報告ではなく、

事前に広聴することが大事であり、それを政策につなげていくことが必要である。加えて、議会改革は民主主義の実現であり、効率性重視の行政改革とは別物であるとの説明がありました。

確かに、改革はしたものの、住民が幸せになっていないということでは何のための、誰のための改革かからなくなってしまうので、そのようなことのないよう、今回の研修を活かし今後の議会活動に取り組んでいきたいと感じました。



福島県市議会議員研修会の様子

公職選挙法の 禁止事項について

福島県知事選挙が、10月26日に予定されております。また、市議会議員につきましても、任期が来年7月9日までとなります。

今回は、公職選挙法の禁止事項について取り上げてみました。

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとて大切ですが。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

政治家からの寄附禁止は、病氣見舞い、祭りへの寄附や差し入れ、地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ、葬式の花輪や供花、落成式や開店祝い、花輪、町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差し入れ、入学祝や卒業祝、お中元やお歳暮、そして場合によっては結婚祝や香典などが禁止されています。

また、時候のあいさつにも制限があります。

議員が選挙区内にある者に年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ（電報も含む）を出すのは、「答礼のための自筆によるもの」以外は禁止されています。また、政治家や後援団体が選挙区内にある者にあいさつする目的で、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどで有料広告（いわゆる名刺広告など）を出すとは罰罰されます。このような広告を出すように求めることも禁止されています。

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意しなければなりません。

（資料）公益財団法人 明るい選挙推進協会「くらしの中の選挙」

おわびと訂正

議会だより第35号（平成26年8月1日発行）の中で、吾妻議員の受賞報告を取り上げましたが、「（正）吾妻」を「（誤）我妻」と記載してしまいました。おわびを申し上げますとともに、訂正をさせていただきます。